公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成３０年（へ）第５号

大阪府大阪市西区北堀江４丁目１番７号
申立人　英和株式会社
代表者代表取締役　阿部　健治
権利を争う旨の申述の終期　平成30年９月12日
平成30年５月29日　前橋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ235055
金額　336,161円
支払期日　平成30年６月30日
支払地　群馬県前橋市
支払場所　株式会社みずほ銀行前橋支店
振出日　平成30年２月28日
振出地　群馬県前橋市
振出人　株式会社マエキ　代表取締役　藤生　克浩
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（へ）第１６号

三重県員弁郡東員町大字筑紫265番地
申立人　株式会社木下エンジニアリング
代表者代表取締役　木下　　明
権利を争う旨の申述の終期　平成30年９月21日
平成30年５月28日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＸＸ85016
金額　585,246円
支払期日　平成30年４月22日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社みずほ銀行名古屋中央支店
振出日　平成29年12月22日
振出地　愛知県大府市
振出人　株式会社名機製作所　取締役社長　成瀬　敏男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成３０年（家）第２７号

群馬県館林市近藤町２番地の179
申立人　石川　芳彦
本籍栃木県佐野市亀井町2663番地、最後の住所不詳
不在者　石川　光夫
昭和９年８月15日生
届出期間満了日　平成30年９月30日
宇都宮家庭裁判所足利支部

平成３０年（家）第１８６号

千葉県市川市柏井町２丁目754番地柏井第２市営団地106及川方
申立人　小山　米子
本籍千葉県市川市本北方１丁目45番、最後の住所千葉県市川市本北方１丁目45番３号
不在者　小山　悌一
昭和10年３月21日生
届出期間満了日　平成30年10月１日
千葉家庭裁判所市川出張所

平成３０年（家）第２０３１号

福島県二本松市舘野１丁目139番地の１
申立人　大槻　初代
本籍福島県二本松市初森字本郷500番地、最後の住所東京都北区東十条５丁目５番４号さくら荘203号
不在者　沖田　　敏
昭和26年９月５日生
届出期間満了日　平成30年９月28日
東京家庭裁判所

平成３０年（家）第３８８号

東京都中野区中野３丁目19番９号
申立人　樋口眞壽美
本籍東京都中野区中野３丁目29番地、最後の住所東京都立川市砂川町２丁目７番地の19
不在者　髙橋惠美子
昭和32年６月５日生
届出期間満了日　平成30年10月１日
東京家庭裁判所立川支部

平成３０年（家）第１９０号

大阪府羽曳野市南恵我之荘４丁目７の５
申立人　清水　政子
本籍徳島県徳島市住吉１丁目62番地、最後の住所徳島県勝浦郡小松島町以下不詳
不在者　清水　加代
昭和23年８月15日生
届出期間満了日　平成30年９月27日
大阪家庭裁判所堺支部

失踪宣告

平成２９年（家）第６０５号

本籍岐阜県加茂郡八百津町久田見2396番地２、最後の住所岐阜県加茂郡八百津町久田見2396番地２
不在者　佐藤　春男
昭和８年１月８日生
平成30年５月29日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所御嵩支部裁判所書記官

平成２９年（家）第６０６号

本籍岐阜県加茂郡八百津町久田見2396番地２、最後の住所岐阜県岐阜市以下不詳
不在者　佐藤　秀一
明治37年３月10日生
平成30年５月29日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所御嵩支部裁判所書記官

平成２９年（家）第１３３号

本籍香川県丸亀市郡家町905番地５、最後の住所香川県丸亀市郡家町905番地５
不在者　雨嶋　英孝
昭和48年７月13日生
平成30年５月26日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所丸亀支部裁判所書記官

平成２９年（家）第４３９号

本籍沖縄県南城市知念字久高84番地、最後の住所沖縄県島尻郡与那原町字板良敷713番地の15
不在者　西銘　　功
昭和37年１月５日生
平成30年５月25日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３５３号

広島市中区吉島西１丁目27番３号
債務者　古川建材株式会社
代表者代表取締役　古川　雅彦
１　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　泰
４　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４号

山口県山陽小野田市港町６番15号
債務者　共同設備工業株式会社
代表者代表取締役　和田　忠人
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　礼司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月27日午前10時
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１６４号

大分市長浜町１丁目４番６号
債務者　株式会社シンプル＆スマート
代表者代表取締役　井上　雅之
１　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　　悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午後１時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係